

「2510（ニコとま）運動」推奨店認定制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、飲食店及びその他食事を提供する施設（以下「飲食店等」という。）が食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを行政と減らすことにより、苫小牧市（以下「市」という。）における一般廃棄物の減少を図るため、食品ロス削減を推進する飲食店等を「2510（ニコとま）運動」推奨店（以下「推奨店」という。）として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象事業者）

第2条 苫小牧市内で営業する飲食店等とする。

- (1) 飲食店等の料理の提供形態は、出前及び宅配を含むものとする。
- (2) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体、その関係者に該当しないこと。

（認定条件）

第3条 次の取組項目のうち、2つ以上実践する飲食店等を推奨店として認定する。

- (1) 食材を使い切る工夫
- (2) 食べ残しを出さない工夫
- (3) 食べ残しの持ち帰りへの対応
- (4) 2510（ニコとま）運動の啓発活動
- (5) 上記以外の食べ残しを減らすための工夫

（取組内容）

第4条 推奨店は、次の事項に取り組むこととする。

- (1) 第3条で選択した取組みを積極的に実践し、食品ロス等の発生抑制に努めること。
- (2) 交付された認定書等を店舗に掲示し、来店者へ取組内容について積極的にPRし、周知を図ること。
- (3) 市が実施する取組みに関する各調査へ協力すること。

（申請方法及び認定）

第5条 認定を希望する飲食店等の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（第1号様式）を市へ郵送、FAX、メール又は持参のいずれかの方法で提出するものとする。

2 市は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、申請者に対して認定書を交付する。

(認定の中止)

第6条 推奨店は、取組内容が第3条に示す取組項目に要件を満たさなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組みを中止する場合は、認定中止届（第2号様式）を市へ提出とともに、認定書等の掲示を取りやめるものとする。

2 市は、前項の届が提出された場合、認定中止届の内容を確認し、認定名義及びホームページ等の掲載情報から削除する。

(認定内容の変更)

第7条 推奨店は、申請書（第1号様式）に記載した基本情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに、内容変更届（第3号様式）を市へ提出するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推奨店が要件を満たさなくなった場合や、推奨店として適当でないと判断した場合、認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消された推奨店は、速やかに認定書の掲示を取りやめるものとする。

(啓発グッズ等の扱い)

第9条 推奨店は配布された啓発グッズ等を、営利を目的として第三者に転売し、または転売のために第三者に提供することを禁止する。推奨店が転売を行なった場合、利用禁止等の適切と判断する措置を行なうことができるものとする。

2 啓発グッズ等は啓発を目的としないものに配布することを禁止する。

(推奨店への支援)

第10条 市長は、第5条に規定する認定申請があったときは、申請者に対し必要な助言を行なうとともに、推奨店での取組内容等について、ホームページ等で紹介するものとする。なお、申請者は申請書を提出した時点で店舗情報をホームページへ掲載することを承諾したものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。